



一般社団法人 名北労働基準協会  
労働保険部係長  
特定社会保険労務士 若井大志

## 国の保険のブラックホール

「はい、こちら企業の労働110番です」  
電話の主は労働者5名の、あるシステム会社の社長のご家族からでした。「社長が事務所の2階

えず、治療費は全額実費となつてしまいました。なんとかならないでしょうか？」というご相談でした。

私は、労災保険が使えない社長・会社役員も事前

加入すること  
で国の保険に  
加入できる

「労災保険の特別加入」という制度がありますとお伝え致しました。

国の保険で最も給付が充実した保険が労災保険（労働者災害補償保険）ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆さんは、

の階段から転落し、右足骨折、休業3カ月の重傷を負ってしまいました。ところが、仕事の中の事故で健康保険は使えず、社長のため労災保険も使

員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆さんは、仕事や通勤中の事故では使えません。また、健康保険に関し

ては、健康保険の被保険者5名未満の会社の社長で、一般社員と同様の仕事をしている人は、仕事の中の事故でも、例外的に健康保険が使えますが、健康保険の被保険者5名以上の会社では健康保険は使えず、困ったときに助けてもらえません。



それは、「**労災保険の特別加入**」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。なお、「**労災保険の特別加入**」

ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記以外の業種であり、労働保険事務組合に事務委託することが必要です。

今回の相談内容のことを労災保険・健康保険が使えない補償の空白地帯である「**国の保険のブラックホール**」と言います。多くの方がこの「ブラックホール」を知らずに飲み込まれますが、この「ブラックホール」から脱出する方法があります。

私ども一般社団法人名北労働基準協会 労働保険事務組合で「**労災保険の特別加入**」が可能です。当協会の労働保険事務組合は昭和四三年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密

接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場に労働保険事務を委託頂いており、定評を得ております。

相談内容のように、労災保険の特別加入をされない状態で事故にあわれた不幸な事例が数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。

愛知県下各労働基準協会は、このような悲劇がおきないように特別加入制度の周知を図るため「**労災保険の特別加入制度**」のDVDを作成しました。当協会ホームページにて閲覧できますのでご覧いただき、自社とあわせ関連会社や協力会社の「**労災保険の特別加入制度**」の加入をご検討してみてくださいはいかがでしょうか。

イラスト・木村武司